
*
* 令和 5 年度 第 8 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年11月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年11月10日 午後 1時25分 開会
3. 令和5年11月10日 午後 2時28分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	欠	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	出	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	欠
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	出
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
局長	田中 博	係長	田村直之		
次長	中藤 宏和				
書記	藤代 晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第30号	農地法第3条の規定による許可申請について		8件	許可
	第31号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件	許可
	第32号	農地法第5条の規定による許可申請について		5件	許可
	第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による			
		農用地利用集積計画の決定について		4件	決定
8	署名委員				
			9番	佐藤 俊二	
			10番	佐々木 祥夫	
9	議事の内容				
	令和5年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和5年11月10日(金) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員6名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和5年度第8回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。9番佐藤委員と10番佐々木委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。43番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第30号43番朗読説明 －</p> <p>43番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆1,303㎡です。譲受人の通作距離は100m以内、耕作面積は3,558㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が自分で管理できないため、話し合いで家が対象農地の隣の譲受人に贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 前崎委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>譲受人が既に管理されており、果樹も植えられていました。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。43番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、43番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に44番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第30号44番朗読説明 －</p> <p>44番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆216㎡です。畑については、4筆740㎡、合計5筆で956㎡です。譲受人の通作距離は100m以内、耕作面積は3,842㎡、家族4人中耕作人は3人、対価は10アール当り36万8千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 田平委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>綺麗に管理されていきました。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。44番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、44番については許可とすることに決定しました。 次に45番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>— 議案第30号45番朗読説明 — 45番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑6筆3, 255㎡です。譲受人の通作距離は、33km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいています。家族5人中耕作人は1人、対価は10アール当たり33万8千円です。空き家の住所は備考欄に記載のとおりです。この案件につきましては、取得した空き家には移住せず、別荘的な利用となるということであり、通作距離については現在の自宅からとしています。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小野昌道委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は休耕されておりました。問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。45番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、45番については許可とすることに決定しました。 次に46番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>— 議案第30号46番朗読説明 — 46番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆2, 573㎡です。畑については、2筆931㎡、合計3筆で3, 504㎡です。譲受人の通作距離は、40km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出いただいております。家族3人中耕作人は3人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人と譲渡人は兄弟であり、譲渡人が市外へ転出して耕作を継続する意志がないため、譲受人に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページ及び8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 田平委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 畑は管理されており、田は耕作中でした。問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。46番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、46番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に47番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第30号47番朗読説明 －</p> <p>47番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、3筆2,662㎡です。畑については、7筆5,411㎡、合計10筆で8,073㎡です。譲受人の通作距離は、60km以内、耕作従事者は全2名、対価は10アール当り15万円です。この案件につきましては、申請農地の所有者に相続人がなく、岡山家庭裁判所により相続財産管理人が選任され、その選任された相続財産管理人が農地の引き受け手を探していたところ、譲受人となった農地所有適格法人との交渉が成立し、所有権移転の申請がなされたものです。なお、この法人は市外で桃や葡萄の栽培・販売を主に行っており、この度取得する農地については、さつまいもやニンニクを栽培する計画となっております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 佐々木委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>一か所、近隣の方が耕作されている農地がありましたが、管財人の方から話をしているとのことでした。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。47番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、47番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次は関連がありますので、48番及び49番並びに議案第32号42番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第30号48番及び49番並びに議案第32号42案朗読説明 －</p> <p>48番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆988㎡です。畑については、1筆933㎡、合計2筆で1,921㎡です。譲受人の通作距離は、715km以内、耕作人は耕作従事者12名、対価は10アール当り15万6千円です。この案件につきましては、法人が農地を取得する場合には、農地所有適格法人でなければなりません。他市町村に提出されている農地所有適格法人報告書により確認しております。また、取得した農地の耕作については、榊の栽培を計画されており、苗の植え付けは、来年の3月から4月を予定されており、それまでは耕起や草刈りで準備を行い、植え付け後は、草刈を年5回から8回程度、施肥は年2回、消毒は年1回を予定しており、収穫が始まる4年後までは、農業従事日数は年間96日程度を想定されています。通作は、県外から通作し、通作時に農機具も持参することを基本としますが、県外に設置された営業所に設置している農機具も使用することも計画しているとのこと。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当</p>

<p>議 長 佐々木委員 議 長 議 長 議 長 中藤次長 議 長 河原委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>49番は、譲受人が、同様の設定人と同農地に区分地上権を設定する案件です。設定期間は一時転用期間と同様の10年間です。この案件につきましては、先ほど説明しましたように実際は所有権移転後の農地所有適格法人と設定をするものですが、申請手続上、このような申請となっております。なお、実際に契約を締結する農地所有適格法人の設置承諾書もいただいております。</p> <p>議案第32条42番は、転用者と譲渡人、申請農地は同様に、転用面積は1,921㎡の内0.48㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年3万円、施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル146枚、支柱88本、発電量49.50キロワットで、資金調達方法は自己資金1,168万4千円です。一時転用でありますので、賃貸借権の設定を行い、設定期間につきましては、農地所有適格法人が認定農業者でありますので、10年間となります。なお、この案件については、11月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、10ページ及び11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 近隣の方には挨拶をされており、誓約書の提出もあるので、大丈夫だと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。48番及び49番並びに議案第32号42番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、48番及び49番並びに議案第32号42番については許可とすることに決定しました。 次に50番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第30号50番朗読説明 －</p> <p>50番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆844㎡です。譲受人の通作距離は、400m以内、耕作面積は3,430㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当たり23万7千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 農地は管理されておりました。特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。50番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、50番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続いて、「議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので6番及び議案32号39番について事務局から説明をお願いします。</p>
--	---

－ 議案第31号6番及び議案第32号39番朗読説明 －

中藤次長

それぞれの議案を説明する前に2つの議案の関係について説明させていただきます。6番及び議案第32号39番は同じ農地が対象となっておりますが、所有権について、譲受人と譲渡人が持分2分の1をそれぞれ持っています。この度、譲受人が申請農地に植林を行うことになったため、自己所有持分の転用のための4条申請と、譲渡人所有持分を取得して転用するための5条の申請が提出されております。

まず、6番について説明します。6番は、転用者が、申請農地に植林を行う案件です。申請農地は、畑2筆624㎡、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要としては、檜50本です。資金については自己資金3万円です。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はございません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについても、該当はありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議案32号39番については、同様の転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、植林するために転用するものです。申請農地は6番と同一であり、転用地は無償です。転用目的及び転用計画も6番と同一です。

この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13ページに添付しておりますので、ご覧ください。

事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

周辺に影響は出ないと思われます。

現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

片方の申請を許可となれば、当該農地の転用が全面的に許可となるので、もう一方の申請は不要とはならないのですか。

共有名義となっているので、譲受人所有分と譲渡人所有分で4条と5条の申請が必要となります。

他に発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

なしとの声がありました。6番及び議案第32号39番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員ですので、6番及び議案第32号39番については許可とすることに決定しました。

続いて、「議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので40番について事務局から説明をお願いします。

40番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑3筆1,410㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当り33万9千円です。施設の概要としては、太陽光パネル168枚 発電量49.50Kwです。資金については、自己資金881万円です。備考に記載しておりますが、全体計画面積は、既存宅地650.77㎡を含めた2,060.77㎡です。この案件につきましては、7月の総会で許可とした農地が含まれておりますが、施工に当たって対象とする農地の変更を伴う転用計画の見直しがあり、許可の取り止めがされました。

議 長

瀬戸川委員

議 長

小野貫治委員

中藤次長

議 長

議 長

議 長

中藤次長

<p>議 長 渡邊委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>その上で、改めてその変更された計画に基づいて申請がなされております。なお、許可基準に沿って検討いたしました但、信用につきましても、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましても、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月1日に担当委員と現地調査を行っております。地図等は、14ページから15ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>荒れている様子でしたが、隣接地に影響はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、40番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に41番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第32号41番朗読説明 －</p> <p>41番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1,285㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り37万円です。施設の概要としては、太陽光パネル180枚発電量49.50Kwです。資金については、自己資金908万円です。この案件につきましても、許可基準に沿って検討いたしました但、信用につきましても、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましても、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、10月31日に担当委員と現地調査を行っております。地図等は、16ページから17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 惣田委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>耕作自体は10年近くされていませんが、近所の方が草刈りをされています。特に問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。41番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、41番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に43番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第32号43番朗読説明 －</p> <p>43番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、事務所及び倉庫を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆2,421㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地10アール当りの価格は826万1千円です。施設の概要といたしましては、事務所及び倉庫380㎡です。資金については自己資金7000万円です。19ページの図</p>

	<p>面をご覧ください。この案件につきましては、10月の総会において資材置場と駐車場の設置を許可しておりますが、そこで説明しましたとおり、今回申請農地を取得して拡張し、事務所及び倉庫を設置して一体的な利用を行うものです。なお、前回と転用者が異なっておりますが、前回転用者の関係者であり、事業の一体性は保たれることは確認しております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、10月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから20ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小野昌道委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地は休耕地で事前着工等はありませんでした。近隣地にも影響はないと思われま。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。43番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、43番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>藤代書記</p>	<p>続きまして、「議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から4番について説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和5年11月20日、利用権の設定を受ける者は4名、利用権の設定をする者は4名、利用権の設定をする件数は4件、利用権設定面積は9,165㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>－ 議案書にもとづいて、1番から4番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
<p>小西職務代理</p>	<p>それでは、1番から4番について発言をお願いします</p>
<p>田村係長 三村委員</p>	<p>1番について、作付内容がぶどうとなっていますが、存続期間が1年11ヵ月となっています。何か意図があるのでしょうか。双方で話し合わせ、この期間となっていると伺っています。</p>
<p>議 長</p>	<p>設定人の配偶者が亡くなられ、被設定人に耕作をお願いされている経緯があります。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。1番から4番ついて採決をとります。1番から4番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、1番から4番について決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第8回総会を閉会します。</p>

令和5年11月10日

会 長 土 岐 康 夫

9 番 佐 藤 俊 二

10番 佐々木 祥 夫